

## 第2 林業労働力の確保の促進に関する方針

### 1 第5期基本計画の計画期間

平成28年度から平成32年度末までの5年間とする。

### 2 第5期基本計画の方針と林業労働力対策

第4期計画では、新規林業従事者の確保と育成を主軸に事業施策を展開してきたが、ここ数年、退職者の増加と労働人口の減少により、就職氷河期から一転して求職者を得ることが非常に困難な時代となった。

現在はどの産業でも、労働条件の改善による待遇の見直しだけでなく、何よりやりがいを感じながら働ける職場環境を提供することができなければ優秀な人材は集まらない。

他産業と比べ、労働条件や雇用環境が厳しい林業では、就業希望者を募るだけの「受け身」の姿勢では新規就業者の獲得と人材の定着化は極めて困難であることを業界全体で認識し、特に雇用環境や雇用管理の改善と人材育成に対する事業主の意識向上を図ることが喫緊の課題となっている。

このため第5期計画では、事業主が取り組むべき事項と、事業主と関係機関が連携して取り組む事項について、以下のとおり目指すべき方向を定めるものとする。

#### (1) 事業主が取り組むべき事項

##### 1) 事業の合理化・安定化による雇用の創出

- ◎安定的な事業量の確保
- ◎高性能林業機械等の導入と現場管理能力の向上による効率的な作業システムの確立
- ◎従事者の定着による生産性の向上

##### 2) 雇用の改善による従事者の定着化

- ◎事業主の意識や資質の向上による雇用環境・雇用管理の早期改善
- ◎現場管理や生産活動、若手指導の中心となる中堅・ベテラン層の育成
- ◎組織全体で人材育成に取り組む体制づくりと従事者支援
- ◎各種取組を指導・助言・支援する関係機関との連携強化

#### (2) 事業主と関係機関が連携して取り組むべき事項

##### 1) 人材の発掘

- ◎林業が職業選択対象の一つとなるよう職業学習や進路学習に向けた啓発活動
- ◎様々な会場やイベント等を活用した就業相談会の開催
- ◎移住・定住希望者に向けた林業への就業案内の強化

##### 2) 人材の確保

- ◎就職面接会等の積極的な開催
- ◎女性従事者の雇用推進

##### 3) 人材の育成

- ◎生産性の向上を実現するための集約化施策を着実に実践できる人材の育成
- ◎林業技術を「言葉」で伝えるスキルを持つ指導者の育成
- ◎現場での創意工夫や改善が起こりやすくなる現場力の育成強化

#### 4) 人材の定着

- ◎人材育成に対する共通認識の形成
- ◎人材育成に対する事業主の意識向上
- ◎離職率の高い事業体への体質改善支援

なお、関係機関とは、県内市町村のほか、支援センター、林業就業支援地域アドバイザー、群馬県森林組合連合会、(一社)群馬県木材組合連合会、群馬県素材生産流通協同組合、林業・木材製造業労働災害防止協会群馬県支部、(一財)群馬県森林・緑整備基金、関東森林管理局、群馬労働局、ハローワーク、学校関係者等と、本県関係各課(地域政策課、人権男女・多文化共生課、少子化対策・青少年課、労働政策課等)と各地域機関を指す。

### 3 林業労働力の確保目標と対策

#### (1) 林業従事者数

第15次群馬県総合計画と群馬県森林・林業基本計画に基づき、新規従事者年間50人台の確保して、平成31年度までに素材生産量倍増に必要な林業従事者800人の確保を目指す。

平成32年度以降については、次期総合計画等の内容や雇用情勢等の変化などを考慮して見直すものとする。

#### (2) 第15次群馬県総合計画

激しい時代の変化にあっても進むべき方向を見失わずに行動するための羅針盤として、また人口減少対策を土台として、さらには群馬の未来を創生するための具体策として、平成28年度から4ヶ年間の県政の基本方針を策定した第15次群馬県総合計画では、林業従事者の確保・育成について、基本目標Ⅰ「地域を支え、経済・社会活動を支える人づくり」の中で施策2「群馬の飛躍と地域の安心を支える職業人材の育成」として「産業人材の育成・確保－林業人材の育成」を掲げ、新規林業従事者数年間50人台確保を目標としている。

また、基本目標Ⅲ「恵まれた立地条件を活かした産業活力の向上・社会基盤づくり」の中で施策11「群馬の産業の強みを活かす戦略」として「林業県ぐんまの実現－効率的かつ安定的な素材生産体制の整備」でも、林業事業体の雇用の改善による定着率向上・生産性向上・労働安全衛生の徹底により新たな雇用の創出として、前述と同様の目標を掲げている。

#### (3) 群馬県森林・林業基本計画

群馬県森林・林業基本計画は「基本構想」と「基本計画」の2部からなり、「基本構想」は概ね15年後の本県の林業のあるべき姿を構想し、その実現に向けた取組として計画期間(平成28～31年度)における2つの基本方針と8つの施策の柱を提示している。

林業労働力対策関連では、基本方針「森林・林業の再生」のうち「効率的かつ安定的な素材生産体制の整備」と「林業の担い手等の確保・育成」の施策の中で、林業事業体と林業従事者の支援策を掲げている。

## 1) 目標値

### ア 生産体制の整備・強化

(生産量)

- ・素材生産量 400千m<sup>3</sup>/年

(生産基盤)

- ・提案型集約化施業実施事業体数 23事業体

(林業事業体)

- ・中核森林組合数 10組合
- ・認定事業体数 50事業体

(路網整備)

- ・路網開設延長 1,300km(森林経営計画区域内)

(機械化)

- ・高性能林業機械稼働台数 200台
- ・素材生産専門チーム数 62チーム
- ・集約化施業を行う団地での素材生産性(間伐) 10m<sup>3</sup>/人・日

### イ 林業従事者の確保・育成

(林業従事者)

- ・林業従事者数 800人
- ・新規就業者 年間50人台(平成31年度までに累計200人)
- ・60歳未満の林業従事者数 600人
- ・現場技能者養成数 400人
- ・森林施業プランナー養成数 100人

(指導体制)

- ・森林総合監理士(フォレスター)養成数 40人

## 2) 林業労働力対策

### ア 林業事業体の支援

事業の合理化・安定化と事業体の体質改善による定着率向上を支援して生産量倍増を目指す。

(雇用の創出)

安定的な事業量の確保と効率的な作業システムの確立により生産性の向上を図り、新たな雇用を創出する。

(雇用の改善)

雇用主や雇用管理者の意識向上を図り、将来を担う従事者の育成・定着に組織全体で取り組む体制を整備する。

(労働安全衛生の確保)

安全衛生に係る情報収集や提供、現場の巡回指導、林業従事者の傷病対策等を行うことにより労働安全衛生を確保する。

### イ 林業従事者の支援

森林・林業を支える人材を確保し現場力を向上させる人材を育成する。

(人材の確保)

- ・人材発掘
- ・就業支援

(人材の育成)

- ・技術力向上
- ・中堅層強化
- ・モチベーション向上
- ・指導体制の強化